

「地すべり防止区域指定申請書」

作成マニュアル

(株)フジイ・リサーチ 計測課 石原 剛

1. まえがき

現在、島根鳥取両県では多くの地すべり防止区域が指定されています。

これらは全て事前の三省協議の上で所管が決まり、一様な手続きで申請され、建設省、大蔵省の認可がおりて、建設大臣の認可の下に地すべり防止区域が指定されています。

私は、昨年度建設省所管の「地すべり防止区域指定申請書作成業務」を行いました。

担当官とかなりの時間をかけて協議しながら、なんとか無事に業務を終えることが出来ました。しかし、費やした時間の多くは解釈等の問題でありました。

もっと簡略化された、もっと分かりやすいマニュアルがあれば、もっと速やかに申請書作成が出来るのではないかと考えたのが、この文を作ろうと思ったきっかけです。

2. 地すべり防止法の目的等

地すべり防止法は、本来の目的を以下の通りとしています。

- : 地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除去し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

また、平成2年11月に通知された「地すべり指定申請作成要領について」（以下「作成要領・・・」とする）に示されているものに以下のものがあります。

- : 主務大臣は、この法律を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見を聞いて、地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。
- : 「前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。」としており、これは、地すべり防止区域の指定基準に伴って、同区域内においては受忍の範囲内において、私権の制限を受けるものであることから、地すべり防止区域の指定にあたっては、いたずらにその範囲を拡大することをいましめた規定である。
- : いやしくも事業を実施したいがための追加指定の申請、安直な地すべり防止区域の指定をすることのないよう十分留意されたい。
- : 地すべり防止工事を施工するために、地すべり防止区域を指定することは本末転倒であり、このような地すべり防止区域の指定申請は、たとえ県内協議が整っていても一切受理しないので十分配慮されたい。
- : 地すべり防止区域の指定の範囲は、被害の有無を基準とした物ではなく、基本的には行為制限の必要の有無を基準とするものであり、この行為制限の有無は、地すべりによる被害に対応した対策行動、地域特性等により把握されるべきものである。

以上の文章は、指定申請を行うに当たって心しておかなければならない事柄です。

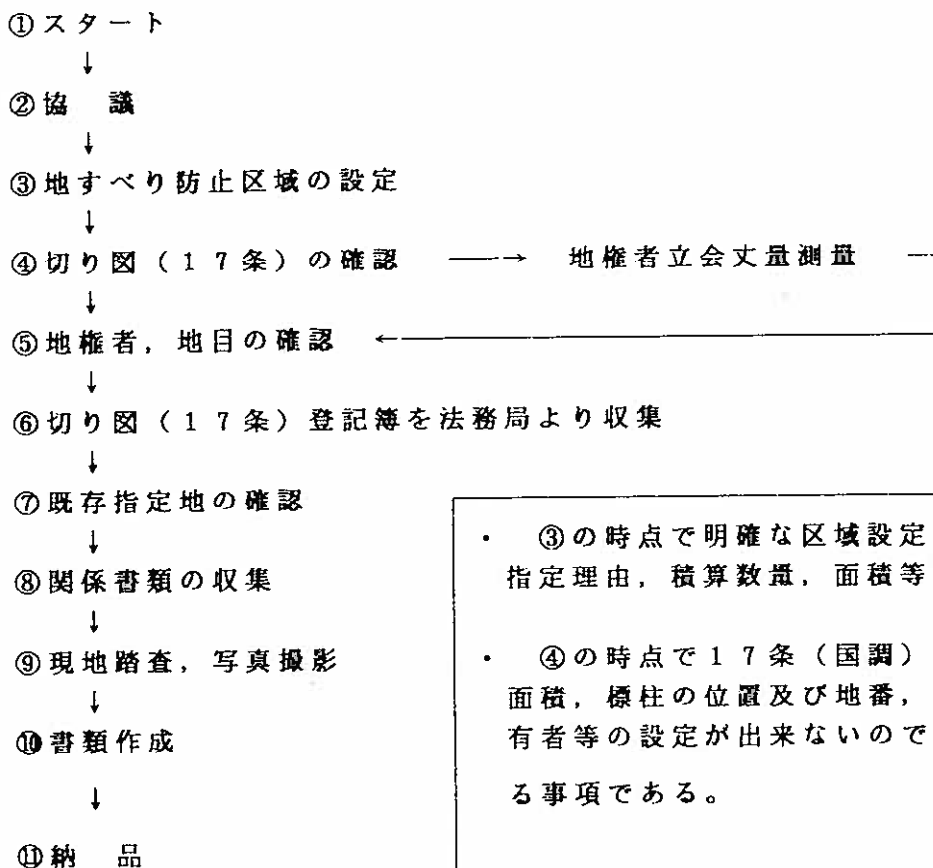
3. 作業手順

作業手順は、以下に示すフローチャートによることとなります。

○申請の体制

申請主体の市町村役場 → 各土木事務所砂防課 → 県砂防課（県知事）
→ 建設大臣，大蔵省

○作業フローチャート



- ・ ③の時点で明確な区域設定をしておかないと指定理由，積算数量，面積等に影響する。
- ・ ④の時点で17条（国調）が無いと指定地の面積，標柱の位置及び地番，区域内の地番，所有者等の設定が出来ないので、第1番に確認する事項である。
- ・ ⑨の写真類は、全景，頭部，中腹部，下端部の変状，亀裂等の代表的な部分を効果的にアピール出来る物とする。

○ 地すべり防止指定区域の指定基準

基本的に地すべり防止指定区域の指定基準は、地すべり防止法第三条によるもので、地すべり地域の面積が5ヘクタール以上のものである。

（参考：土木施工管理関係法規集第1巻第1章第4節 P.721）

また、農地と人家の数が換算で10ha以上に該当する場合も含む。

（参考：「作成要領・・・」）

4. 地すべり防止区域の概念

地すべり防止区域の概念は、下図に示すものである。

○地すべり防止区域 : $A + B + C$

(地すべり地域)

地すべり区域 + 隣接する地域

指定後は地すべり防止区域となる。

公共の利害に密接な関連を有するものとして指定された地域をいう。

・地すべり区域 (A) : 現に地すべりをしている区域又は地すべりをするおそれのきわめて大きい区域

・隣接する地域 (B + C)

: 地すべり区域に隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、または助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域

○被害区域 : $A + C + D$

地すべり地域内の被害区域 + 地すべり地域外の被害区域

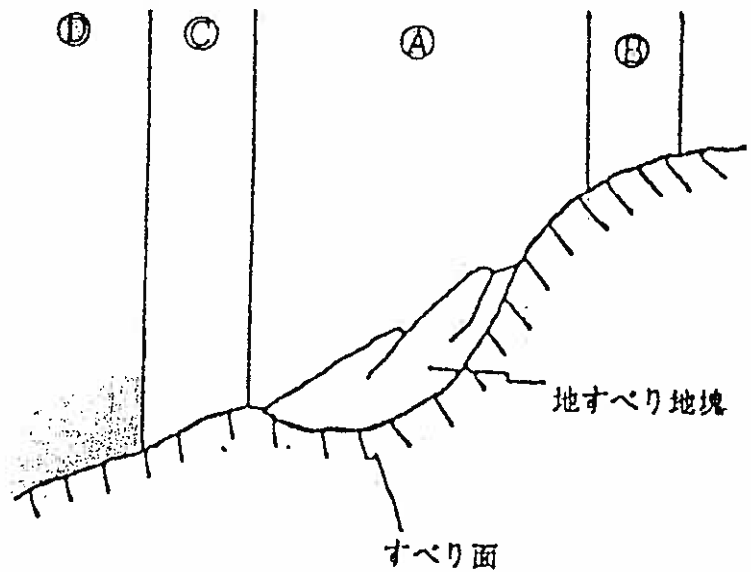
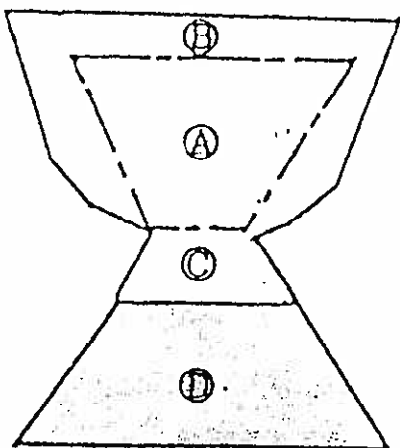
・地すべり地域内の被害区域 (A + C)

: 上記の地すべり防止区域 ($A + B + C$) のうち、AとCをさして言う。

・地すべり地域外の被害区域 (D)

: 地すべり発生の素因、誘因となるべきものを有していない区域

各図



- | | | | |
|-------|--------------|---|----------------------------|
| A | 地すべり区域 | ┌ | 地すべり区域・・・指定されて地すべり防止区域となる。 |
| B + C | 隣接する地域 | └ | |
| A + C | 地すべり地域内の被害区域 | ┌ | 被害区域 |
| D | 地すべり地域外の被害区域 | └ | |

5. 必要とする指定申請書類

申請に必要とする指定申請書類は以下のとおりです。

この内、我々コンサルタントで準備、準備協力するのは◎印部分です。

サイズは、A4サイズです。

- (1) 指定申請書
- (2) 地すべり防止区域指定予定地協議調書
- (3) 県内協議書
- (4) 地すべり防止区域指定告示文(案)
- ◎(5) 地すべり防止区域指定申請理由書
- ◎(6) 地すべり防止区域指定台帳(写)〔追加指定の場合〕
- ◎(7) 地すべり防止区域指定土地調書
- ◎(8) 地すべり防止区域の箇所別概況調書
- (9) 当該地すべり防止区域を管轄する市町村長の意見書
- (10) その他の事業指定区域と重複又は隣接する場合その告示文(写)
- ◎(11) 地すべりの状況を把握できる写真
- ◎(12) 地すべり防止区域指定予定地を明示した5万分の1の位置図及び箇所別2千分の1の地形図、字切図(土地利用図を含む)
- (13) 地すべり防止区域における非難体制・災害に対する方策等
- (14) その他参考となる事項(標柱の存する地番の登記簿等)

基本的には、「砂防関係法令例規集」平成4年版(以下「砂防法令集」とする)のP.223以降を参照の上で実施することとなります。

上記の◎部分で特に注意すべきものについて以下に示します。

先ず、「(8)地すべり防止区域の箇所別概況調書」については、

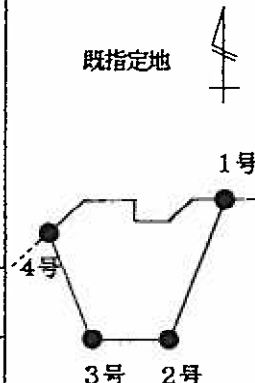
- ① 地すべり地域および所在地
- ② 地すべりの状況
 - (8)-1 地すべり地の土地現状
 - (8)-2 地すべり地の施設状況(その1)
 - (8)-3 既往の地すべり防止施設
 - (8)-4 今後の地すべり防止計画
 - (8)-5 建設省所管とする根拠
 - (8)-6 その他の事業との関連

等の8種類とかなり多くの表を作成することとなっていますので、注意が必要です。

(5) 地すべり防止区域指定申請理由書

地域 番号	地すべり 地域名	郡 町 大字 字 市 村	要指定面積	指定する必要があると 認められる理由の概要	区分 記号	備考
	●●● ●●● (追加)	●●● 〆〆〆 ●●●● 〆〆〆 ●●● 郡 ●●●町 〆〆 〆〆〆 ●●● 大字 ●●●	ha 2.18	指定基準第1項2, 3, 5に該当する。 本地域は、地すべり防止区域「●●●地区」に県道を挟んで隣接している。 この「●●●地区」は、昭和39年2月21日に建設省告示第262号で地すべり防止区域に指定されている。	特	協議済

(7) 地すべり防止区域指定土地調査

地域 番号	地すべり 地域名	郡 市	町 村	大字 字	地番及び標柱番号	備考
	●●● ●●● (追加)	●●● 〆〆〆 ●●● 郡	●●●●● 〆〆〆 ●●●町	●●● ●	次に掲げる地番の土地に存する 標柱1号から標柱4号までを順次 結んだ線及び標柱4号から昭和3 9年2月21日告示262号で指 定した●●●地区地すべり防止区域 の境界線に沿って標柱1号に至る 線に囲まれた区域	既指定地 
					地 番	標柱番号
					●●●●●番地	1 号
					●●●●●番地	2 号
					●●●●●番地	3 号
					●●●●●番地	4 号

(8)-1 地すべり地の土地現状

区 分		耕 地		林 地		寛 地		宅 地	その他	合 計
		田	畑	国有林	民有林	国有地	公有・民有地			
地すべり地域	地すべり区域	0.08	0.12	-	0.93	-	0.14	0.29	0.43	1.99
	隣接する区域	-	-	-	0.12	-	0.04	-	0.03	0.19
	計	0.08	0.12	-	1.05	-	0.18	0.29	0.46	2.18
被害区域	地すべり地域内	0.08	0.12	-	0.93	-	0.14	0.29	0.46	2.02
	地すべり地域外	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	0.08	0.12	-	0.93	-	0.14	0.29	0.46	2.02

(8)-4 今後の地すべり防止計画

地すべり防止区域面積	2.18 ha	立退勧告家屋	- 戸 (- ha)
地すべり防止工事基本計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対策工 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排土工 ・ 水路工 ・ 排水ボーリング工 ○ 事業費 <ul style="list-style-type: none"> 200,000千円 		
関連事業の計画の概要	な し		

(8)-5 建設省所管とする根拠

地すべり地域名	想定被害額	地すべり防止区域面積
● ●	370,000 千円	2.18 ha

(5)地すべり防止区域指定申請理由書

- ・地域番号 : 「作成要領・・・」の中の指定申請作成要領 P.4の①より、昭和33年度より各県で同一省庁に申請した物の通し番号とする。
よって、県で確認する必要がある。
- ・要指定面積 : 区域指定の標柱で囲まれた範囲の面積 ヘクタール
- ・指定する必要があると認められる理由の概要
 - : 指定基準第1項のいずれに該当するかを明記すること。
 - : 要指定区域の位置関係。既指定区域があれば必ず記載する。
- ・区分記号 : 「砂防関係法令例規集」平成4年版の P.232に示すとおりで、「急傾斜地崩壊対策事業設計指針」を参考にして記入する。
- ・備考 : 「作成要領・・・」の中の指定申請作成要領 P.4の⑤より、備考欄には確認のために必ず「協議済」とする。

(7)地すべり防止区域指定土地調書

- ・地番及び標柱番号
 - : 各標柱番号に該当する地番を明記すること。
 - : 標柱番号は、上を北にして左下から時計回りとする。
既指定区域があれば、その位置関係を明記する。
- ・備考 : 上を北にして、各標柱番号を明記した概略図を示す。
既指定地があれば位置関係を明記する。

(8)-1地すべり地の土地現状

- ・ここで言う「地すべり地域」の地すべり区域と隣接する区域及び「被害地域」の地すべり地域内と地すべり地域外は、いずれも4.・・・で述べた通りである。

(8)-4今後の地すべり防止計画

- ・地すべり防止区域面積 : (8)-1で示した地すべり地域の合計を言う。
- ・地すべり防止工事基本計画の概要
 - : 担当官と協議の上、概略の対策工と大まかな事業費を記入する。

(8)-5建設省所管とする根拠

- ・想定被害額 : 担当官と協議の上、概略の想定被害額を記入する。
- ・地すべり防止区域面積 : (8)-1で示した地すべり地域の合計を言う。

上記が特に注意すべきものについての説明です。

また、添付図面類については、「作成要領・・・」等を参考にして作成する。

- ・位置図 : 5万分の1の土木管内図等を使用する。

指定予定地を赤枠で囲む。

指定予定区域の中心より半径約3km以内の既指定地（他省庁も含む）を全て着色し、地区名、面積を記入する。

（半径3kmの円を記入し、着色は指定の色分けをする。）

- ・地形図 : 2千分の1の図面を使用する。

既指定地があれば範囲、標柱の位置、番号を明示する。

指定予定地の範囲、標柱の位置、番号を明示し、赤で着色する。

地すべり区域の区分けを着色する。

状況写真を添付し、図中に写真番号と撮影位置を記入する。

状況写真には亀裂等の位置を朱書きし、コメントを入れる。

その他の物については、「砂防法令集」のP.240を参照する。

- ・土地

利用図 : 地形図で使用した2千分の1の図面を使用する。

着色については「砂防法令集」のP.241を参照する。

- ・字切図 : 2千分の1又は、千分の1の17条（国調）図面に標柱位置を明記し、標柱位置は赤で着色する。

また、標柱位置に、標柱番号と地番を記入する。

以上のような事柄を踏まえて、担当官と協議をしながら進めることが望まれます。

6. あとがき

なかなか文章では表現しにくいことがあったりするので、自分なりに頭の中で整理して書いたつもりですが、申請書類作成当時には理解していた物が少しずれているようです。

本文を読まれた方が、この文を「参考」にしてより理解を深めていただき、私に対してもっと簡単に出来る事柄があれば教えていただきたいと思います。

今後もこのような、「How to シリーズ」を続けたいと考えています。

皆様、どうぞよろしく申し上げます。